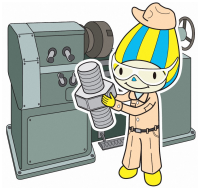




岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和4年5月16日(月) 岐阜県発表資料



担当課	担当係	担当者	電話番号
(公財) 岐阜県産業経済振興センター	経営支援部 取引課	澤島 英勝	直通 058-277-1092 FAX 058-273-5961
産業技術課	成長産業係	千原 健司 市川 貴麻	内線 3051 直通 058-272-8392 FAX 058-278-2679

## 令和4年度「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金」 申請企業の募集について

(公財) 岐阜県産業経済振興センターでは、県内中小企業の海外展開の支援の一環として、特許、実用新案、意匠、商標の外国出願にかかる費用の半額を補助します。このたび下記のとおり補助金の申請企業の募集を開始しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 補助対象となる特許等

海外展開を図るため外国へ出願する「特許、実用新案、意匠及び商標」が対象です。

ただし、「既に日本国特許庁に出願済みの特許、実用新案、意匠及び商標を活用した出願であること」および「交付決定日以降、令和5年2月10日までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了するもの」に限ります。

#### 2 補助対象企業

岐阜県内に本社を置く中小企業者等又はそれらの中小企業者等で構成されるグループ

#### 3 補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など

#### 4 補助率及び補助限度額

(1企業に対する上限額の範囲内で、複数案件の応募が可能です。)

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助額：1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

1案件ごとの上限額：特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、  
冒認対策商標30万円

#### 5 申請方法

以下のいずれかの方法で申請できます。

【方法①】 電子申請システム「jGrants (J グランツ)」と郵送 (又は持参) の併用による申請

【方法②】 郵送 (又は持参) による申請

※ 郵送用の申請書類は、当センターホームページよりダウンロードできます。記入後、必要書類を添えて、裏面の宛先に1部提出してください。

ホームページ：<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022051701/index.asp>

※ また申請を希望される場合は、事前にご連絡・ご相談ください。

#### 6 申請期間

令和4年5月17日(火)～6月20日(月)午後5時まで(必着)

#### 7 選考方法等

補助金交付の可否は、審査委員会で選考のうえ、令和4年7月下旬頃に決定する予定です。

## 8 お問い合わせ先・申請書提出先

(公財) 岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課  
〒500-8505 岐阜市藪田南五丁目14番53号 OKBふれあい会館10F  
TEL : 058-277-1092 FAX : 058-273-5961 E-mail : torihiki@gpc-gifu.or.jp